

2018年12月22日

各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号  
株式会社大京  
代表執行役社長 小島 一雄

## 株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるオリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）から、2018年12月21日付で、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

### 記

1. 特別支配株主の名称及び住所  
名称：オリックス株式会社  
住所：東京都港区浜松町二丁目4番1号
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称  
ORIX Asia Limited
3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項  
オリックスは、当社の株主（オリックス、ORIX Asia Limited及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式1株につき2,970円の割合をもって金銭を割当交付します。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項  
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）  
2019年1月25日
6. 本売渡請求に係る取引条件  
本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について、当社の本社所在地にて当社の指定した方法、オリックスが指定した場所及び方法、又は、当社とオリックスで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上